

廃棄物焼却炉等特定施設の設置者による排出ガス中等ダイオキシン類濃度測定の結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排出ガス及び排出水中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定し、その結果を市等に報告することとされています。また、結果報告を受けた市等はその結果を公表することとされていることから、以下に示します。

1 特定施設設置者の測定結果

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度測定について

全施設から測定結果の報告があり、基準は遵守されていました。

(2) 排水中のダイオキシン類濃度測定について

汚水の排出がないため測定義務がありません。

表-1 令和4年度測定結果の概要

特定施設の区分等				施設数	休止等 施設数	報告対象 施設数	報 告 施設数	未報告 施設数	排出ガス・水		ばいじん燃え殻測定結果 単位：ng-TEQ/g 基準値：3
区分	種類	新設 既設	炉個別の 焼却能力						単位：ng-TEQ/m ³ (大気) pg-TEQ/L (水質)	測定結果	
大 気 関 係	廃棄物 焼却炉	新 設	4t/h 以上	0	0	0	—	—	0.1	—	
			2～4 t/h	3	0	3	3	0	0.000071～0.0056	1	0.00026～0.19
			2t/h 未満	5	0	5	5	0	0.0026～1.8	5	0～0.74
		既 設	4t/h 以上	0	0	0	—	—	—	1	—
			2～4 t/h	0	0	0	—	—	—	5	—
			2t/h 未満	0	0	0	—	—	—	10	—
	計			8	0	8	8	0	0.000071～1.8	—	0～0.74
水質 関係	廃棄物焼却炉関係施設 (廃ガス洗浄施設等)			1	0	0	—	—	10	—	
	計			1	0	0	—	—	—	—	
総計				9	0	8	8	0	—	—	—

- 「新設」は、H12.1.15以降（焼却能力が200kg/h以上の廃棄物焼却炉はH9.12.2以降）の設置施設を示します。
- 休止等施設数は、建設中、通年休止等で測定義務のない施設
- 山形市内の特定施設は全て廃棄物焼却炉に係る施設です。